

下水道使用料改定のお知らせ

令和8年（2026年）4月1日から下水道使用料を平均18%値上げします。

ご家庭や事業所で生じた汚水を処理するための費用は、皆様の下水道使用料に支えられています。大井町では平成10年4月に使用料の改定を実施して以降、現行の使用料を維持してきましたが、この使用料水準では汚水処理費用を使用料で賄えない厳しい経営状況が続いており、収支の不足分を町税などの公費で補填しています。このような状況を改善し、これからも安定したサービスを継続していくために令和8年4月1日から下水道使用料を改定することといたしました。

使用者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

○使用料改定の背景

・維持管理費の増加

近年の物価、人件費、燃料価格の上昇などにより、下水道施設の維持管理費が増大しています。前回の改定以来、経費削減の取り組みを実施してきましたが、現在の使用料体系では汚水処理費用を賄っていない状況にあります。今後の経営の安定性が損なわれないよう、経営健全化に向け収支構造を改善します。

・施設の老朽化

昭和50年代から整備を開始した下水道管の延長は約80キロメートルに達しており、順次、耐用年数の50年を迎えます。今後は、整備してきた下水道施設の修繕・更新及び耐震化を行うために、多額の費用がかかります。

○下水道使用料の平均改定率及び改定日

平均改定率：18.0%

改定日：令和8年4月1日

令和8年3月31日以前から継続して下水道を使用されている場合、改定日後初めての検針における使用料は現行の使用料単価で計算します。

- ・偶数月検針の場合・・・令和8年6月検針分から新使用料が適用されます。

使用料改定

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
★検針	1・2月使用分請求	★検針	3・4月使用分請求	★検針	5・6月使用分請求	★検針	7・8月使用分請求
旧使用料	旧使用料		新使用料		新使用料		新使用料

- ・奇数月検針の場合・・・令和8年7月検針分から新使用料が適用されます。

使用料改定

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	★検針	2・3月使用分請求	★検針	4・5月使用分請求	★検針	6・7月使用分請求	★検針
旧使用料		旧使用料		新使用料		新使用料	

○現行と改定後の使用料

・現行と改定後の使用料比較（2か月あたり、消費税抜）

		現行(円)	改定後(円)	差額(円)
基本料金(20 m ³ まで)		1,520	1,790	270
超過金額 1 m ³ につき	21~40 m ³	90	106	16
	41~60 m ³	107	126	19
	61~100 m ³	124	147	23
	101~200 m ³	141	167	26
	201~1,000 m ³	157	186	29
	1,001~2,000 m ³	165	196	31
	2,001~10,000 m ³	173	205	32
	10,001 m ³ 以上	180	214	34

計算方法 2か月で50 m³使用した場合

20 m³まで（基本料金） 1,790円（①）

20 m³を超え40 m³まで 2,120円（②）
 (40 m³-20 m³) × 106円

41 m³を超え50 m³まで 1,260円（③）
 (50 m³-40 m³) × 126円

①+②+③=5,170円

5,170円 × 1.10（消費税及び地方消費税） = 5,687円

・使用料の例（2か月の使用料金、消費税込み）

	現行	改定後	差額
①単身世帯の場合 使用水量 約16 m ³	1,672	1,969	297
②2人世帯の場合 使用水量 約30 m ³	2,662	3,135	473
③4人世帯の場合 使用水量 約50 m ³	4,829	5,687	858
④6人世帯の場合 使用水量 約80 m ³	8,734	10,307	1,573

※今回、水道料金の改定はありません。

※この通知は、下水道を使用していない方へも配布しています。

（ 問い合わせ先
 生活環境課
 電話 0465-85-5011（直通） ）